

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度河内町一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

88,050 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 県 支出金	その他		うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	96,344	67,627	0	28,717	4,705
	介護保険	410,888	359,787	0	51,101	8,373
	後期高齢者医療	159,777	23,238	0	136,539	22,371
社会福祉	児童福祉	347,001	98,122	9,415	239,464	39,235
	老人福祉	7,077	0	0	7,077	1,160
	障害者福祉	13,294	9,969	0	3,325	545
	医療福祉	52,231	24,043	0	28,188	4,618
保健衛生	保健総務	7,227	0	0	7,227	1,184
	母子健康指導	6,433	150	0	6,283	1,029
	疾病予防	57,631	39,606	0	18,025	2,953
	健康づくり	11,458	0	0	11,458	1,877
合計		1,169,361	622,542	9,415	537,404	88,050

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。